

地方自治法第250条の2適用申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

	所管課名	資源循環推進課	整理番号	9-1
許認可等の種類	合理化事業計画の承認			
根拠法令条例等・条項	下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法第3条第3項			
許認可等の概要	市町村は、当該市町村の区域に係る下水道の整備等によりその経営の基礎となる諸条件に著しい変化を生ずることになる一般廃棄物処理業等について、その受ける著しい影響を緩和し、併せて経営の近代化及び規模の適正化を図る計画を策定し、都道府県知事の承認を受けることができる。			
審査基準 (未設定の場合 はその理由)	<p>未設定(法令の規定において言い尽くされているため)</p> <p>【参考】 下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法第3条第3項及び同法施行規則第2条の規定</p> <p>○法第3条第3項 都道府県知事は、第1項の承認の申請があつた場合において、その合理化事業計画が環境省令で定める基準に適合していると認めるときは、同項の承認をするものとする。</p> <p>○施行規則第2条 (合理化事業計画の承認の基準) 第2条 法第3条第3項(法第4条第2項において準用する場合を含む。)の規定による環境省令で定める基準は、次のとおりとする。 1 当該合理化事業計画(法第3条第1項の承認を受けた合理化事業計画を変更しようとする場合にあつては、当該変更後の合理化事業計画とする。以下この条において同じ。)における下水道の整備等による一般廃棄物処理業等の経営の基礎となる諸条件の変化の見通しが適確であること。 2 前号の見通しに照らし、一般廃棄物処理業等の業務の安定を保持するとともに、廃棄物の適正な処理を図るため、当該合理化事業計画に定める合理化事業を実施することが必要であり、かつ、当該合理化事業の内容及び実施時期が適切であること。 3 当該合理化事業計画に定める合理化事業が確実に実施できるものであること。</p>			
基準の制定根拠	-			
標準処理期間 (未設定の場合 はその理由)	未設定(平成元年7月25日付衛環第103号厚生省環境整備課長通知により、下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業の合理化に関する特別措置法第3条第3項の承認を行う場合は、厚生省(現:環境省)と協議することとされているが、国において協議に要する期間が示されていないことから、標準処理期間の設定は行わない。)			
期間の制定根拠	-			